

平成 30 年 9 月 7 日

保 護 者 様

安田女子中学高等学校

### 豪雨災害被災に係る授業料等軽減制度のご案内

日頃より本校の教育に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
この度の豪雨による災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、標題の件につきまして、この度の平成 30 年 7 月の豪雨災害において、保護者が居住する家屋が全壊、大規模半壊又は半壊（床上浸水を含む。）となった生徒について、授業料を軽減するという制度が、広島県により実施されることとなりましたので、ご案内いたします。

詳細については下記のとおりです。本制度への申請をご希望の場合は、至急、中高事務室までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、申請の際には、「り災証明書のコピー」の提出が必要になります。「り災証明書」の発行が遅れる場合は、その旨、中高事務室までお知らせください。

#### 記

##### 【軽減対象者】

平成 30 年 7 月の豪雨災害により、保護者の居住する家屋が、大規模半壊・半壊（床上浸水を含む。）となった生徒。

##### 【軽減期間】

平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月（9 か月間）

##### 【軽減内容】

授業料の全額免除（※注 1、※注 2）

※注 1 授業料から他の制度による授業料補てん額及び就学支援金の受給額を控除した額となります。

※注 2 広島県補助金予算枠の関係で場合によっては認定されないこともあります（全壊の方から優先して認定されるため）。

##### 【必要書類】

- ・り災証明書のコピー
- ・授業料等軽減補助金（災害減免）認定申請書

以 上

問い合わせ先：

中高事務室（西本・杉本）

電話：082-221-3304